



運用にあたってはどうすればいいの？



運用商品の選定と運用指図について、以下の基準が定められています。

運用商品… ●運営管理機関がリスク／リターンの度合いが異なる3つ以上の運用商品を提示する

●提示商品のうち1つは元本確保型商品※を含む

※元本確保型：預金保険制度など法的な保護のある預貯金、金融債、国債、地方債など

預け替え機会… 運営管理機関が最低3ヵ月に1度以上商品を預け替える機会を提供する

情報提供… ●企業が個別の運用商品のリスク／リターンについての情報提供を行い、最低1年に1回運用状況や資産残高を加入者に通知する

●企業が制度や規約の周知、投資教育を行う（投資教育については他の機関に委託しても可）

### 加入者の保護について

公正な制度を維持するため、企業や運営管理機関には次のような行為準則と禁止行為が定められています。行為準則に違反したり禁止行為を行ったりした場合は行政処分を受けたり民事責任を負ったりします。

業務運営に関するこ	行為準則	加入者のために忠実に業務を行うこと
	禁止行為	加入者の個人情報を他の目的で使用すること 契約締結に際して ●故意に事実を告げないこと、誤ったことを伝えること ●自身が損害の負担を負ったり、他の利益を与えること
商品運用に関わること	行為準則	運用商品の選定は、専門的な知識や見識に基づいて行うこと
	禁止行為	契約締結に際して ●損失補填をしたり、利益を追加したりすること ●加入者以外の利益をはかる行為をすること 加入者に特定の運用方法を勧めること



どんな給付を受けられるの？



こんなときには、こんな給付を受けられます

### 受けられる給付と特徴



#### 制度に加入できなくなった場合

（加入期間1ヵ月以上3年以下で専業主婦となった場合など）

#### 脱退一時金を受給することが可能

（受給せず、運用を継続しても可）

#### 高度障害にあたる病気やケガに罹った場合

#### 障害給付金を受給することが可能

- 年金または一時金で受給
- 受給者が死亡したとき、年金資産の残高がなくなったときに受給終了

#### 老齢になったとき

#### 老齢給付金を受給することが可能

- 5年以上20年以下の有期年金、終身年金または一時金で受給
- おそらく70歳からは受給
- 受給者が死亡したとき、障害給付金の受給権を得たとき、年金資産の残高がなくなったときに受給終了

#### 万が一、死亡したとき

#### 遺族が脱退一時金を受給することが可能

※60歳前の中途引き出しはできません

加入期間(60歳時点)	受給可能年齢
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上4年未満	64歳
1ヵ月以上2年未満	65歳